

審査の結果の要旨

氏 名 加藤 公延

我が国の現行特許法は、保護対象である「発明」について、2条1項で「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」と定義しているが、特許権成立後は、「物」と「方法」の発明とに分けて、それぞれ実施行為（2条3項）が規定され、これに従って特許権の効力範囲（68条）が決められることとなる。そして、「物」の発明については、「方法」の発明に比べ、権利範囲ないし効力範囲の点で、厚い保護が認められている。

したがって、ある創作された発明が、特許法上、「物」の発明、「方法」の発明のいずれに該当するかという発明のカテゴリーの違いは、実施行為の内容を決定し、ひいては、特許権の効力範囲等を決定する基本的な概念であり、極めて重要なものである。

本論文は、まず、発明のカテゴリー概念に関する基礎的な研究（歴史的研究・判例研究等）を行い、その上で、この成果を踏まえつつ、発明のカテゴリーの意義、「物」と「方法」の発明の概念、「物」と「方法」の発明を分類に関する通説の判断基準（メルクマール）の合理性等について技術的観点・法的観点の両面から明らかにし、通説の判断基準に代わる斬新で、合理的な判断基準を提案し、それを検証したものである。

本論文の構成は、第1編の序論を含め全11編及び全6編の補論よりなる。

第2編では、我が国の特許法における発明のカテゴリー概念に関して、明治期から現行法までの法令上の規定や法的取扱いの歴史の変遷に関して、過去の審議会資料等も検討しながら、明らかにしている。

第3編では、現行法のみならず、現在の世界の特許法の起源ともいえるべき特許制度創設期の前後にまで遡って検討し、発明のカテゴリー概念に関する法令上の規定や法的取扱いにつき、歴史的考察や比較法的考察を加味して明らかにしている。

第4編では、我が国における発明のカテゴリー概念を巡る判例につき考察を加え、発明のカテゴリー概念に関して争われた具体的争点や解決論理手法を整理し、過去の判例を3つのグループに分類して考察し、横断的な検討を展開し、今まで全く手が付けられていなかったこの分野における判例の体系的な総整理を行っている。

第5編では、根源的・基礎的な概念である発明のカテゴリー概念について、原点に立ち返った考察を行い、発明のカテゴリー概念の創設意義を明らかにしている。

第6編では、従前から大きな問題となっていた発明のカテゴリー概念についての立法論について、多面的観点から検討を行い、その結果、「物」と「方法」の2大カテゴリーを維持すべきという結論を示している。

第7編では、「物」の発明と「方法」の発明の概念はいかにあるべきかという問題と、「物」と「方法」の発明とを如何なる判断基準により分類すべきかという問題について考察を行っている。

この問題に関しては、「経時性」を一面的・硬直的な判断基準とする「経時性説」が

圧倒的な通説となり、一般的には、問題は解決済みのように認識されてきた。

しかし、本論文では、このような不動の地位を獲得している通説の「経時性説」という判断基準の合理性について、技術的観点と法的観点の両面から詳細な検討を加えている。その際、経時性説という学説自身の詳細な調査、同説の内容の徹底的な検討を行いつつ、この通説を基礎付けたとされる判例の理論構成、当時の学説等の一般的状況、過去の審議会での議論等も考察しながら、多面的観点から鋭い分析を行い、具体的に問題点を提示して、その結果、通説の上記判断基準は、理論上も実際上も不合理であることを、初めて明らかにしたものであり、高く評価できる。

第8編では、通説の判断基準に代わる、新たな判断基準として、「法的概念として、それ自体では生産・譲渡等の可能性がなく、使用行為のみが観念されるものを『方法』の発明とし、生産・譲渡等の可能性があり、使用行為以外に、生産・譲渡等が観念できるものを『物』の発明とする」という判断基準を提案している。そして、この新たな判断基準について、多面的観点から問題点を検証し、その合理性・妥当性を明らかにしており、極めて独創性が高く、大きな研究成果であると評価できる。

第9編では、理論上も実際上も深刻な問題となる「プログラム」発明のカテゴリー問題についても検討を加え、その結果、新たな判断基準による発明のカテゴリー判断の合理性・妥当性を明らかにしている。

第10編では、新たに出現してくる新技術分野の発明のカテゴリー問題についても、検討を行い、本論文で提案した新たな判断基準で、十分に対応できるという結果を導いている。

第11編では、以上を踏まえた結論が述べられている。

以上のように、本論文は、「物」と「方法」の発明の概念、特に、「物」と「方法」の発明の分類について、不動の地位を獲得している通説の判断基準について、合理性の有無、また、今後の技術の進歩に伴う新技術の出現に対して十分対応できるのか等について、技術的観点と法的観点の両面から、緻密で鋭い分析を展開している。

その結果、通説の判断基準の不合理性を論理的に初めて明らかにするとともに、それに代わる斬新で、合理的な新たな判断基準を提示したものである。また、前述のように不動の地位を確立してきた「経時性説」という通説に、真正面から果敢に挑戦し、その結果、この「通説」の理論的・実際の問題点を鋭くえぐり出した点の意義は極めて大きなものがある。

なお、本論文は、以上のような立論における論述の運び方等において、荒削りな面も見られるが、これは、上記のとおりの本論文のパイオニア的性格に起因する点も大きいものと思われるし、また、前記の「通説」が、余りに確立した定説として受け取られているがゆえに、その論拠が正面から問われてこなかったため、却って、反論を加えにくい状況にあることも考慮に入れる必要がある。

以上を総合すると、多少の荒削りな面は別として、「通説」に果敢に挑戦したものであり、独創性が高く、優れた内容を有し、学界に寄与する大きな研究成果と評価できる。

よって、本論文は博士（学術）の学位論文として合格と認められる。